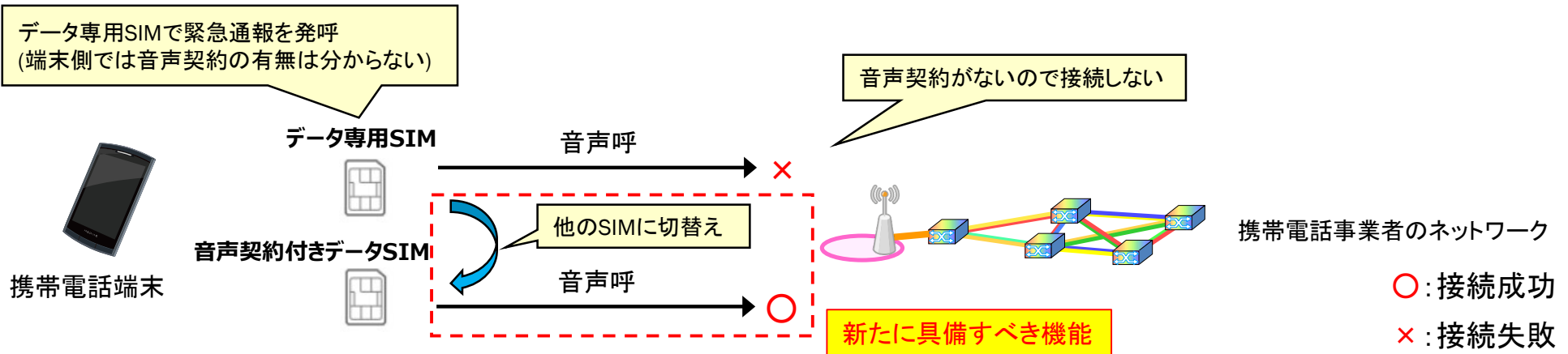


緊急通報の相互接続性確保

携帯電話端末に関する対応の方向性

- 端末設備等規則において、一つのSIMによる緊急通報の発呼が通信として成立しなかったときには他のSIMに切り替えて緊急通報の発呼を行う機能を、携帯電話端末側が新たに具備すべきものとして規定することが適当。

＜携帯電話端末が新たに具備すべき機能のイメージ＞



改正のポイント

- 複数SIM対応の携帯電話端末に対し、あるSIMで緊急通報ができなかった際に自動でSIMを切り替えて再度緊急通報を発信する機能を具備することを義務付ける。
- 複数SIM対応の携帯電話端末に対する試験方法を新たに定める。

※施行予定日: 令和7年7月1日(試験方法のうち一部は令和8年1月1日施行予定)

グローバル・スタンダードとの整合性確保に向けた規定の見直し

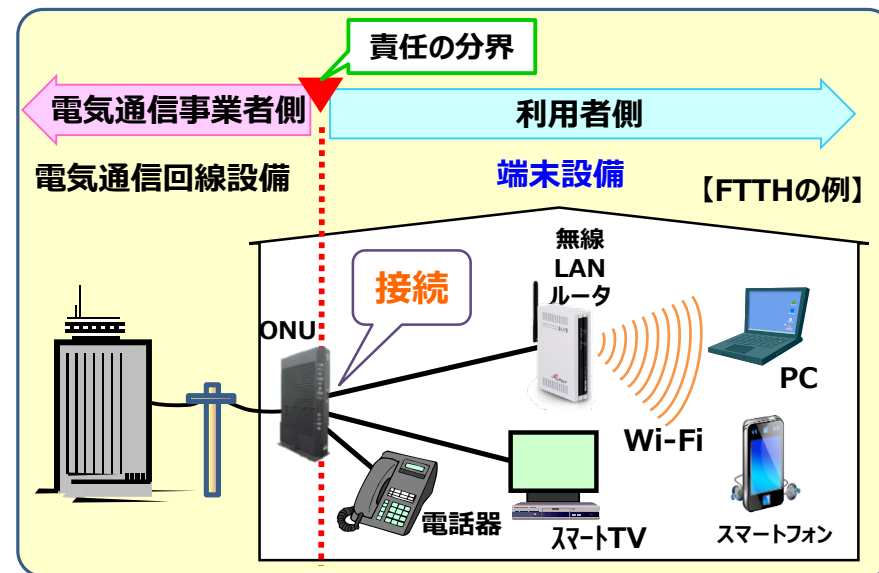
- 「端末設備の接続に係る技術基準」(端末設備等規則)のうち、端末設備の電源回路と事業用電気通信設備との間の絶縁抵抗及び絶縁耐力については、IEC60950に基づいて規定されている。
- IEC60950の後継規格として新たにIEC62368が策定されたことから、「端末設備の接続に係る技術基準」についても当該規格に沿った内容に見直すことが適当。

端末設備の接続に係る技術基準の概要

電気通信事業法では、電気通信回線設備（ネットワーク）に端末設備を接続する際の損傷や機能障害の発生を防止する目的から、端末設備等規則に定める技術基準に適合することを求めている。

- 技術基準は**端末設備**に適用
 - 技術基準適合認定等は**端末機器***が対象
- ※ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条で定める種類の端末設備の機器

- 「端末設備」は、電気通信回線設備の一部に接続される電気通信設備であって、その設置の場所が同一構内又は同一建物内であるもの。



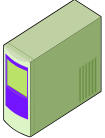
改正のポイント

- 端末設備等規則に定める絶縁抵抗をIEC62368に準拠したものに修正する。

※施行予定日: 令和7年1月1日

端末機器の種別(区分)の見直し

- 電気通信事業者の電気通信回線設備(ネットワーク)に接続して使用される端末機器に付される技術基準への適合表示において、端末機器の種別(区分)はAからFまでの6カテゴリ存在するが、複数の設備が複合したものについては、技術基準への適合表示の際に、複数の記号を付すこととなっている。
- アナログ電話端末(記号A)及び総合デジタル通信用設備に接続される端末設備(記号C)については単独の記号で技術基準への適合表示を行うケースがほとんど見られなくなっていること、3G以前を想定した移動電話端末(記号A)については3Gのサービス終了が2026年3月頃に見込まれていること等を踏まえ、端末機器の種別(区分)を見直し。

記号	A	B	C	D	E	F
	アナログ電話端末  移動電話端末 (3G以前) 	無線呼出用設備に 接続される端末設備 (ポケベル) 	総合デジタル通信用 設備に接続される端 末設備 (ISDN端末) 	専用通信回線設備 又は デジタルデータ伝送 用設備に接続される 端末機器(ルータ等) 	インターネットプロトコル 電話端末(IP電話) 	インターネットプロトコル 移動電話端末 

改正のポイント

- アナログ電話端末及び総合デジタル通信用設備に接続される端末設備の技術基準は告示で定めることとし、端末設備等規則から削除する。
- 現行の端末設備等規則に基づきアナログ電話端末及び総合デジタル通信用設備に接続される端末設備の技術基準を定めた告示は、上記の告示に組み込み廃止する。
- 端末設備のカテゴリの数が6から4に再編成されることに伴い、元のカテゴリとの混乱を防ぐため、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則で定めているカテゴリの記号を新たなものにする。

※施行予定日: 令和7年1月1日